

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」の改正案について  
の意見公募手続の概要

令和6年11月19日  
内閣府公文書管理課

1. 実施概要

令和6年9月13日～9月27日（15日間）

2. 寄せられた御意見の数

提出者数4人 意見数5件

3. 主な御意見に対する対応

- 法令により利用に供する際の条件等が定められている場合を除く旨の追記については、今般の改定の一因になっている官報法令など例示を入れておくべきであるし、無用な混乱を防ぐためには、法令により簡便な方法による利用が制限される場合については、法令の一覧を示しておくべき。

⇒ 「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）第22条第2項においては、国立公文書館等は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされています。御指摘の部分は、「官報の発行に関する法律及び官報の発行に関する内閣府令」により、公開に当たりプライバシーの確保の観点から一定の配慮を行う必要が生じることとなることを踏まえ、同項にただし書きを追記したのですが、法令上の要請は、概念上、他の法令でもあり得るものであるため、法令と記載しています。

- 「利用決定に当たって、館は必要に応じて、関係する行政機関等に対し意見を求めるものとする。」という記載について、公文書管理委員会配布資料によると「行政機関等が作成したと思われる文書が含まれる」場合に意見を求めるという趣旨であるため、意見を求める場合は行政機関等が作成したと思われる文書であることを明示すべき。「ものとする」とは義務的な書きぶりで、これは法16条2項の規定を踏まえたものと思われ、そうであるなら義務的に行う範囲を明確にすべきである。明示しない場合は、「求めることができる」との書きぶりにすべき。

⇒ 御指摘の部分は、公文書管理法第16条第2項の規定を受けたものではなく、また、国立公文書館等が義務的に意見を求めなければならないとするものではありません。文書を作成したと思われる行政機関等だけではなく、当該文書の内容に関係があると思われる行政機関等に対しても広く意見を求めることなども想定されるため、御指摘のような限定を付さない記載としています。